

諮問第2号 特定教育・保育施設の利用定員の設定について

高まる保育需要や多様な生活スタイルに対応するため、国や地方自治体では既存の幼稚園や保育園に対し認定こども園への移行を推進しています。

この度、かわい幼稚園（学校法人川合学園）と可児さくら保育園（社会福祉法人さくら福祉会）が令和7年度から認定こども園への移行を予定しています。

子ども・子育て支援法第31条第2項の規定により、各園の認定こども園移行後の利用定員について審議会の意見を聴取いたします。

※子ども・子育て支援法第31条第2項（抜粋）

市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

1. 特定教育・保育施設の認定こども園への移行について

（1）既存施設名

- ① かわい幼稚園（学校法人川合学園）可児市川合 861 番地 1
- ② 可児さくら保育園（社会福祉法人さくら福祉会）可児市広見 1352 番地 2

（2）認定こども園移行後の園名（類型）

- ① 認定こども園かわい幼稚園（幼稚園型認定こども園）
- ② 認定こども園可児さくら保育園（保育所型認定こども園）

（3）開所時期

令和7年4月1日

（4）移行理由

認定こども園に移行する事により、3～5歳の園児は保護者の就労等の状況に関わりなく、教育・保育を一緒に受ける事ができるようになる。保護者の就労等の状況が変わっても通い入れた園を継続して利用できるようにしたいという保護者ニーズに応えていくため。

（5）今後のスケジュール

- 10月1日 保育園・幼稚園の募集要項公表（配布開始）
- 10月18日 各園での入園申込受付開始（認定こども園の1号認定及び幼稚園）
- 11月1日 保育課での申込受付開始（認定こども園の2号・3号認定及び保育園）
- 2月 県から市への認定こども園認可に係る協議
- 3月 県が認可の決定

2.各施設における利用定員(予定)

① かわい幼稚園（未満児クラス(3号)なし）

年齢	保育部分定員（2号）			教育部分定員（1号）		
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
0～2 歳児						
満 3 歳児				20	30	+10
3 歳児	0	20	+20	120	55	△65
4 歳児	0	20	+20	120	55	△65
5 歳児	0	20	+20	120	55	△65
合計	0	60	+60	380	195	△185

②可児さくら保育園

年齢	保育部分定員（2～3号）			教育部分定員（1号）		
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減
0 歳児	9	9	0			
1 歳児	18	18	0			
2 歳児	18	18	0			
満 3 歳児				0	2	+2
3 歳児	21	18	△3	0	2	+2
4 歳児	22	18	△4	0	3	+3
5 歳児	22	19	△3	0	3	+3
合計	110	100	△10	0	10	+10

<参考>認定こども園の類型について

	幼保連携型	幼稚園型	保育所型
設置主体※1	国、自治体、学校法人、社会福祉法人	国、自治体、学校法人	制限なし
施設の位置づけ	学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する施設	幼稚園（学校）が保育所機能を有する施設	保育所（児童福祉施設）が幼稚園機能を有する施設
指導監督の基準法	認定こども園法	学校教育法	児童福祉法
認可・認定基準	県条例		
職員の資格	保育教諭（※2）	幼稚園教諭、保育士いずれか（※3）	幼稚園教諭、保育士いずれか

※1 宗教法人立や個人立も一定要件の下、設置主体になることができます。

※2 幼稚園教諭と保育士資格の両方を有する職員（令和12年3月31日までは経過措置期間中であり、いずれかの資格を有していれば保育教諭として取り扱う）

※3 学級担任を持つ場合は幼稚園教諭資格の保有が必須

※4 上記の類型のほか幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす「地方裁量型」があります。